

○防衛省告示第百六十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年八月一日から施行する。

令和七年七月二十二日

防衛大臣 中谷 元

一 陸上自衛隊勝田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	茨城県ひたちなか市	勝倉三千四百三十三番地
対象防衛関係施設の区域	茨城県ひたちなか市	大字勝倉（次の図面に示す部分に限る。）及び大字武田（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	茨城県ひたちなか市	青葉町（次の図面に示す部分に限る。）、石川町（次の図面に示す部分に限る。）、大字勝倉（次の図面に示す部分に限る。）、大字武田（次の図面に示す部分に限る。）、大平一丁目から三丁目

(いずれも次の図面に示す部分に限る。) まで及び四丁目、表町
(次の図面に示す部分に限る。)、春日町 (次の図面に示す部分
に限る。) 並びに大成町 (次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路 (道路交通法 (昭和三十五年法律第五号) 第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。) の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
	新潟県上越市	新潟県上越市	新潟県上越市
	大字子安（次の図面に示す部分に限る）、大字下箱井（次の図面に示す部分に限る。）、新南町（次の図面に示す部分に限る。）、東城町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、南城町二丁目、三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、南本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本城町（次の図面に示す部分に限る。）	東城町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南城町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	南城町三丁目七番一号

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊金沢駐屯地

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
石川県金沢市	石川県金沢市
野田町（次の図面に示す部分に限る。）	野田町一番八号

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>石川県金沢市</p>	<p>大桑（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町平、ハ、ム（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、ロ甲及びロ乙（次の図面に示す部分に限る。）、城南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、長坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西大桑町（次の図面に示す部分に限る。）、野田一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、野田町（次の図面に示す部分に限る。）、野田町ソ（次の図面に示す部分に限る。）、チ、ツ（次の図面に示す部分に限る。）、ト、ヘ、ル、レ及びワ、平和町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに法島町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれ</p>		

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊那覇訓練場

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	字小祿石大庭原千八百三十八番地一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小祿（次の図面に示す部分に限る。）及び字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県那覇市	赤嶺一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小祿（次の図面に示す部分に限る。）、字

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>		
	<p>次に掲げる点を 順次結んだ線及 び一に掲げる点 と二に掲げる点 を結ぶ海岸線に より囲まれた海 域</p>	
	<p>一 北緯二十六度十三分、東経百二十七度三十九分十五秒の点</p> <p>二 北緯二十六度十二分四十九秒、東経百二十七度三十九分四十一秒の点</p>	<p>鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、金城一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに山下町（次の図面に示す部分に限る。）</p>

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。